

**令和7年度補正
「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金」
第1期・第2期**

「申請の手続き」オンライン説明会

一般社団法人 次世代自動車振興センター

目次

1. 補助事業概要（経済産業省）
2. 全体のスケジュール
3. 各事業の詳細
 - 普通基礎
 - 急速
 - 普通目的地
 - 公共用充電設備(急速・普通共通)
4. 申請の注意事項
 - 財務健全性を担保する事業計画・設置場所に関する稼働計画
 - 不備について
 - 提出写真について
 - 減額について
 - 利益等排除について
 - 特別措置について
 - 自治体の申請について
 - その他
5. 2027年度以降のGX関連予算の補助金活用における要件(経済産業省)
6. 事前にいただいた質問

1. 補助事業概要（経済産業省）

1. 補助事業概要（経済産業省）

充電設備導入補助金の令和7年度補正予算の執行について

- 2030年までに30万口を整備する目標に向けて、補助金を通じて整備を後押ししてきたところ。令和7年度補正予算で措置した510億円のうち、365億円を活用して、引き続き、整備を支援していく。
- 自宅に充電設備がないことでEV購入を断念するといった声がある中、これまでの制度では戸建て住宅が支援対象外であったとともに、集合住宅においては設置口数に上限があった。令和7年度補正予算の執行では、本予算の活用により、自宅での充電環境を強化するとともに、自宅周辺で短時間に充電が可能になるよう、商業施設等における高出力充電器の設置を強化する。

令和7年度補正予算の執行のポイント

①住宅への設置支援強化

戸建て住宅： コンセント型の充電器の設置に関して、5万円を定額補助

集合住宅： 20口以下といった設置上限を撤廃

②高出力充電器の設置拡大

150kW以上区分の新設： コンビニやディーラー、商業施設等への150kW以上の急速充電器を設置を促進するため、新たに補助上限額の区分を新設

急速充電器の予算配分順の見直し： コンビニやディーラー、商業施設等に予算配分がなされるよう、予算の配分順を見直す

スケジュールの目安

- 現時点で想定しているスケジュールは下表のとおり。具体的な受付期間等については決定次第、別途執行団体から案内する。

		受付期間 (令和8年)	交付決定時期 (令和8年)	実績報告締切
戸建て住宅		3月～9月（先着順）	4月～11月	R9年1月末
戸建て 住宅以外	第1期	5月	6月～8月	R8年11月末～
	第2期	7月	8月～10月	R9年1月末

予算の配分

充電・水素充てん
510億円

充電設備
365億円

V2H等
水素ステーション
145億円

急速
170億円

普通
(基礎)
115億円

普通
(目的地)
70億円

年度またぎ
事業
10億円

		急速	普通 (基礎)	普通 (目的地)	合計
戸建て住宅		—	15億円	—	15億円
戸建て住宅 以外	第1期	115億円	60億円	40億円	215億円
	第2期	55億円	40億円	30億円	125億円
年度またぎ事業		—	—	—	10億円
合計		170億円	115億円	70億円	365億円

- ※ 1. 具体的な内容に関しては、別途執行団体から案内する。
- ※ 2. 予算配分は、現時点での想定であり、今後、変更となる可能性がある。
- ※ 3. 「年度またぎ事業」は、充電器の設置工事期間の制約のため、通常の募集期間では申請が困難であった案件も存在したことから、事業の実施期間を長く設けて募集を行う事業。対象は別途公表予定。
- ※ 4. 充電器の設置場所に関する稼働見込み（戸建て住宅を除く）、機器メーカーによるアフターサービスの取組、機器メーカー及び補助金申請者における今後の財務健全性に関する計画（戸建て住宅を除く）を申請時に提出を求める。設置後の稼働率に関しては、実績の報告を求める予定。
- ※ 5. 非公共用の充電器（マンションに設置される充電器）に関して、OCPP（Open Charge Point Protocol）等への適用を要件化する。

1. 補助事業概要（経済産業省）

令和7年度補正予算の執行における補助内容

（単位：万円）

※赤字は令和7年度執行からの変更点

急速充電器							
設置場所	①高速道路SA・PA			②その他			
対象設備 (総出力)	150kW以上	90kW以上	50kW以上	150kW以上	90kW以上	50kW以上	10kW以上
機器補助率	1/1			1/2			
工事補助率	1/1						
機器上限額	500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)		500 (1口) 700 (2口) 350×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口) 250×口数 (3口以上)	400 (1口) 500 (2口)	60
工事上限額	3,100 (2口まで) 1,550×口数 (3口以上)	3,100	2,450	500	400	280	108

普通充電器						
設置場所	①集合住宅（既築分譲）②その他（集合住宅、事務所工場・月極）、目的地充電				戸建て住宅	
対象設備	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント		コンセント
	6kW以上	6kW未満	—	—		
駐車場形態	機械式・平置き		機械式・平置き	機械式	平置き	—
機器補助率	1/2					1/1
工事補助率	1/1					
機器上限額	35	25	11	7		5
工事上限額	①95 ②135		①95 ②135	①65 ②135	①65 ②95	

高圧受電設備・設置工事費 補助率：1/1（上限あり）					
設備 総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
上限額	900	750	600	450	300

- ※1. 上記表での機器・工事の補助上限額は総額であり、機器の機能や工事内容ごとに個別の上限あり。そのため、機器の機能や工事の内容によって、必ずしも表中の上限額がそのまま補助されるわけではないことに留意が必要。
- ※2. 蓄電池付き急速充電設備に関しては、上記表に、100万円を補助額として加算する。
- ※3. 戸建て住宅に関しては、機器代及び工事費の合計が5万円を下回る場合には、5万円未満の補助額となる。

1. 補助事業概要（経済産業省）

急速充電器に係る予算配分順の見直しについて

- 令和7年度補正事業においては、自宅周辺で短時間に充電が可能になるよう、商業施設等における高出力充電器の設置を強化する。
- 具体的には、コンビニ・ディーラーや商業施設での設置に重点を置いて支援するため、現行の急速充電器における優先配分順位を見直す。
- 整備費が高額である高速道路のSA/PAにおける設置に関しては優先配分することを維持しつつ、それ以外の区分に関しては一括して配分することとする。

従来の優先配分順位

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2	-
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	-
④コンビニ、ディーラー	5	6	-
⑤その他	7-A	7-B	8

※残額予算を「7-A」：「7-B」=2:1に配分。

見直し後の優先配分順位

施設区分	90kW以上	90kW未満
①高速道路(SA・PA)	1	2
②高速道路以外	3-A	3-B

※残額予算を「3-A」：「3-B」=2:1に配分。

2. 全体のスケジュール

2. 全体のスケジュール はじめに

本事業の目的

補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車へ電気を供給する設備（充電設備）等の導入及び燃料電池自動車等に水素を供給する設備（水素供給設備）の整備を促進することによって、運輸部門における二酸化炭素排出量削減の促進を図ることを目的とする。

- 本日の説明会は事業開始前の概要説明となります。交付規程など詳細については、申請開始時にセンターホームページに公開される「申請の手引き」にて確認してください。

2. 全体のスケジュール

■ 「第1期」スケジュール（予定）

● 申請期間（予定） **5月29日（金） 17：00 ～ 6月15日（月） 13：00**

● 交付決定時期（目安） **6月 ～ 8月**

※不備が多い、不備の解消が遅い申請については、上記目安より遅れる場合があります。

● 実績報告期限（予定）

急速充電設備 R9年1月5日(火)

普通充電設備 R8年11月30日(月)

■ 「第2期」スケジュール（予定） ※詳細は手引きをご確認ください。

2. 全体のスケジュール

令和7年度補正予算「第1期」「第2期」のポイント

		受付期間 (令和8年)	交付決定時期 (令和8年)	実績報告締切
第1期	急速	5月29日(金)~ 6月15日(月)	6月~8月	R9年1月5日(火)
	普通	5月29日(金)~ 6月15日(月)	6月~8月	R8年11月30日(月)
第2期	急速	7月	8月~10月	R9年1月29日(金)
	普通	7月	8月~10月	R9年1月29日(金)

- 申請受付期間 2回 実施 (昨年度と同様)
- 事業実施時期を分けることで、実績報告までの余裕ある期間を確保
- 不備があったものは、不備が解消した順に速やかに受付または交付決定。

3. 各事業の詳細_変更点 基礎充電

■ 普通充電設備（基礎）募集要件について

今年度も管理組合が申請する集合住宅（既存分譲）への整備促進のため、優先順位をつけて募集を行います。

種類	募集対象
普通 (基礎)	<p>①集合住宅（既存分譲）：この区分の申請者は管理組合とする。なお、申請の促進を図るため、簡易な申請方式を導入する。</p> <p>②集合住宅(既存・新築)については充電設備設置口数の制限を撤廃(ただし駐車区画数が上限)</p> <p>③事務所・工場、月極駐車場については 1申請における補助金による設置口数が以下を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブル：収容台数の10%以下、かつ10口以下 ・コンセント：収容台数以下、かつ20口以下 <hr/> <p>・事務所・工場、月極駐車場については、既に充電器が設置されている箇所については、BEV/PHEVの駐車数が、充電器が設置されている区画の50%以上である場合には、追加設置申請が可能。</p> <p>・事務所・工場、月極駐車場のケーブルの「収容台数の10%以下」については、駐車場収容台数の10%を算出し、小数点以下の端数がある場合には、その端数を切上げた口数まで認める。</p>

施設区分	選定優先順位
①集合住宅(既築分譲)管理組合申請 簡易申請	1
②①以外の普通充電設備基礎申請	2

- 集合住宅敷地内の来客用駐車場、荷捌きスペースなどに設置する場合は、充電車優先の運用を行ってください。



■ 普通充電設備（基礎）募集要件について

➤ 集合住宅等申請の留意事項

- 集合住宅については、設置口数の制限を撤廃いたしますが、以下の制限は必ず守ってください。
 - ✓ 駐車区画数を超える口数の設置は出来ません。
 - ✓ 原則として、集合住宅の住戸数を超える設置口数の申請はお認め致しません。
 - ✓ 集合住宅と異なる住所又は地番となる設置場所については、原則として当該集合住宅に隣接する土地であり、かつ当該集合住宅の居住者専用の駐車場として使用されていることが確認できる場合に限り認めます。
 - ✓ 同様に集合住宅と異なる住所又は地番となる設置場所が、他の施設（商業施設や事務所・工場等）、月極駐車場、時間貸し駐車場等と併用されている場合、原則として設置をお認め致しません。
- ※申請後は設備基数や口数の変更は出来ない為、上記に抵触した場合は受付不可となる可能性がありますのでご注意ください。

➤ 集合住宅（既存分譲）簡易申請について

- 「マンション等簡易申請」を利用することで、申請に不慣れな既存分譲マンションの管理組合のため通常マンション設置の申請より優先的に選定されます。

優先枠は、**既存分譲マンションの管理組合が申請者となり、直接充電設備を保有する場合に限られます。**

下記の場合は、優先枠では申請出来ません。



分譲であっても
マンション管理組合が
組織されていない新築物件



賃貸マンション



リース会社や
充電事業法人などが
申請者となる場合

- 「マンション等簡易申請」では、工事申告の入力項目を少なくし、**図面の記載を一部省略**することで、交付申請および**交付審査が簡略化**されます。
- 申請時に**補助金交付見込額を把握**することができます

■ 基礎充電のOCPP要件化

- 昨年度の公共用充電設備のOCPP要件化に加え、本年度以降、原則全設置場所で充電設備本体のOCPP対応が補助要件となります。
- ただし基礎充電に関しては、本年度は次頁で示している設置方法もお認め致します。

- 補助対象機器登録の際、以下機能がOCPP準拠となっていることが必要です。

①電源on/off機能



②認証機能



③ステータス通知機能



④充電中以外のステータス通知機能



⑤充電開始停止通知機能



⑥予約



⑦出力調整機能



⑥予約および⑦出力調整の機能については、必須要件ではありませんが、仮に機能を搭載している場合、OCPPに準拠していることを求めます。

■ 基礎充電のOCPP要件化

- 本年度の基礎充電では、公共用などと同様の設置方法である

A:OCPP準拠の充電設備を設置する方法

に加えて、以下の設置方法もお認めをいたします。

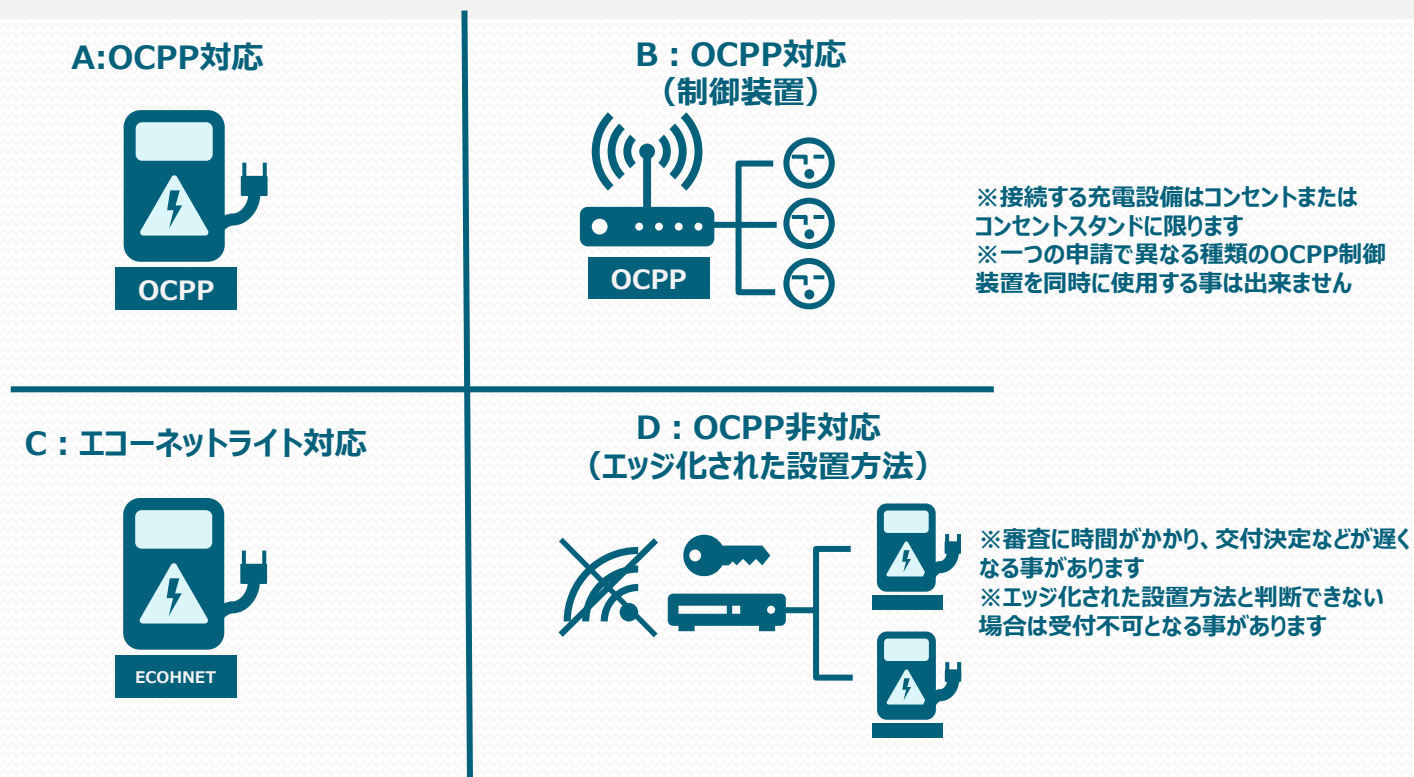
B:制御装置による対応(ただし、コンセントまたはコンセントスタンドに限る)

C:エコネットライト準拠機器の設置

D:エッジ化された設置方法

※**これら複数の設置方法を一つの申請内で組み合わせて申請をすることは出来ません**

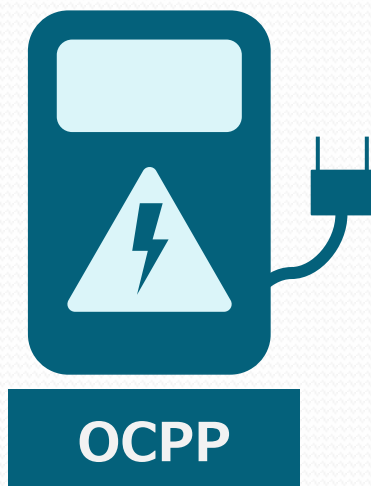
※**また申請後に設置方法を変更する事も出来ません**



■ 基礎充電のOCPP要件化 A:OCPP対応

- 公共用同様に、基礎充電においてOCPP対応の充電設備を設置する最も基本的な設置方法です。
- 申請システムで「A：OCPP対応」を選択すると、OCPP対応の充電設備のみ選択可能です。

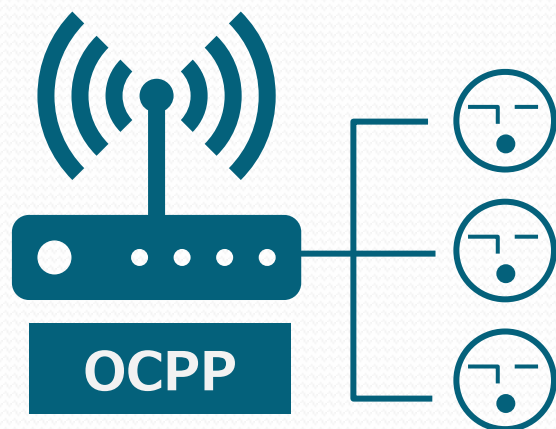
A:OCPP対応



■ 基礎充電のOCPP要件化 B:OCPP対応（制御装置）

- 基礎充電のみ、OCPP非対応のコンセント、またはコンセントスタンドを、OCPP制御装置とともに設置する事が可能です。
- 全てのコンセント、コンセントスタンドがOCPP制御装置により制御されていることが必要です。
- OCPP制御装置は、あらかじめ登録された型式のものしか選択できません。
- また一つの申請で異なる種類のOCPP制御装置を同時に申請する事は出来ません。
- 申請システムで「B：OCPP対応（制御装置）」を選択すると、OCPP非対応のコンセント、コンセントスタンドのみ選択可能です。

B：OCPP対応 （制御装置）



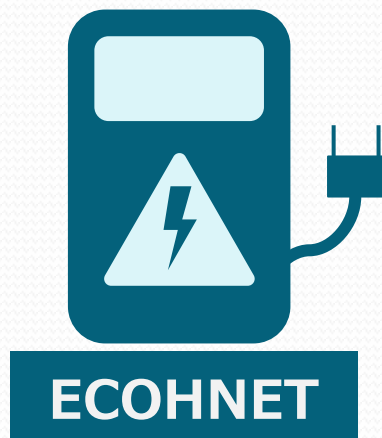
※接続する充電設備は
コンセントまたはコンセントスタンドに限ります

※一つの申請で異なる種類のOCPP制御装置を
同時に使用する事は出来ません

■ 基礎充電のOCPP要件化 C:エコネットライト対応

- 基礎充電のみ、エコネットライト対応の充電設備を設置する事が可能です。
- 申請システムで「C：エコネットライト対応」を選択すると、エコネットライト対応の充電設備のみ選択可能です。OCPP対応の充電設備等と混在して設置する事は出来ません。

C:エコネットライト対応



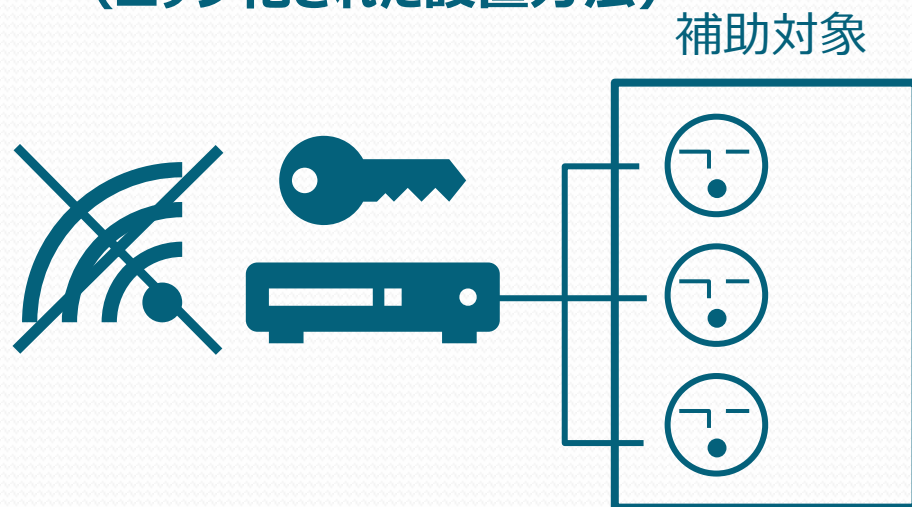
ECHONET Lite (エコネットライト)

エコネットコンソーシアムが策定した通信プロトコルの一種
スマートハウス向け制御プロトコルおよびセンサーネットプロトコルであり、ISO規格およびIEC規格として国際標準化されたもの

■ 基礎充電のOCPP要件化 D:OCPP非対応（エッジ化された設置方法）

- 基礎充電のみ、OCPP非対応の充電設備をエッジ化された設置方法として設置する事が可能です。
- エッジ化された設置方法とは、設置された充電設備がクラウド/サーバーなどによる外部制御を必要とせず、設置された機器のみで充電を行う事の出来る設置方法です。
- 制御を伴わない制御装置、サーバーなどへの情報送信のみの通信は可能ですが、通信や制御の機器などは補助対象となりません。
- 提出された図面などからエッジ化された設置方法であるかを審査する事になるため、交付決定などが遅れます。またエッジ化された設置方法と判断出来ない場合受付不可となる事をご了承ください。

D : OCPP非対応 (エッジ化された設置方法)



3. 各事業の詳細_変更点（急速、普通、公共用充電共通）

■ 急速充電設備 募集要件について

1. 施設区分の簡素化

- 高速道路(SA・PA)以外の施設区分を簡素化。

2. 優先配分順位の見直し

- 整備費が高額な高速道路のSA・PAに関しては優先配分を維持。それ以外の区分に関し一括して配分。
- 自宅周辺で短時間に充電が可能になるよう、商業施設などにおける高出力充電設備設置を強化。
コンビニ・ディーラーや商業施設などへの設置に重点を置いて支援

昨年度の優先配分順位

施設区分	90kW以上	50kW以上 90kW未満	10kW以上 50kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2	—
②公道上、道の駅、SS ③空白地域	3	4	—
④コンビニ、ディーラー	5	6	—
⑤その他	7-A	7-B	8

※残額予算を「7-A」:「7-B」= 2 : 1に配分

今年度の優先配分順位

施設区分	90kW以上	90kW未満
①高速道路 (SA・PA)	1	2
②高速道路以外	3-A	3-B

※残額予算を「3-A」:「3-B」= 2 : 1に配分

■ 急速充電設備募集要件について

今年度は「道の駅」「給油所」を目的地商業施設に包含。

高速道路SA・PAへの設置に優先配分を維持しつつ、それ以外の区分に関しては一括して配分する。

種類	選定区分
急速	①高速道路（SA・PA）、②高速道路以外(公道上/空白地域/商業施設/宿泊施設/事務所・工場)

施設区分	90kW以上	90kW未満
①高速道路（SA・PA）	1	2
②高速道路以外	3-A	3-B

※残額予算を「3-A」：「3-B」=2:1に配分し、それぞれで選定する。

➤ 「道の駅」、「給油所」、「コンビニエンスストア」、「自動車ディーラー」の定義

- ・昨年まで独立した選定区分としていた、「道の駅」、「給油所」、「コンビニエンスストア」、「自動車ディーラー」に関しては、一般の商業施設と同様に審査をいたします。
- ・その為、これら施設を証明する資料の提出などは必要なくなります。また「道の駅」、「給油所」に関しては、普通充電設備の併設申請も可能となります。

➤ 「空白地域」申請の注意事項

- ・申請時点で道のり15km圏内に他の公共用急速充電設備が確認出来ない場合でも、審査の時点で、道のり15km圏内への公共用充電設備の設置、または他の申請が確認された場合は、当該「空白地域」申請の一部またはすべてが受付不可となる場合がありますのでご注意ください。
- ・特段の理由がない限り、「空白地域」を選択せず、他に合致する設置要件での申請をお勧めいたします。

■ 普通充電設備（目的地）募集要件について

種類	募集対象
普通 (目的地)	<p>原則、1箇所における充電器設置口数が、既設充電器も含め以下の口数に達するまで申請可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車区画数200以下：4口（駐車区画数以下） ・駐車区画数201以上：駐車区画数の2%以下、かつ50口以下 (小数点以下の端数は切上げ) <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・申請箇所に既設の充電器があり、直近3ヶ月の1口当たり平均稼働時間が60時間/月以上である場合には、上記の上限口数を超過して設置できることとする。 ・この場合、超過して設置できる口数は、上記の数を上限とする。

【普通充電設備(目的地)の注意事項】

- ・昨年まで設置対象外だった「道の駅」、「給油所」に対して、一般の商業施設と同様に普通充電設備を単独で設置する申請も可能となります。
- ・ただし一般の商業施設と同様、設置口数の制限は適用されますのでご注意ください。

■ その他 公共用充電設備の注意点（急速、普通共通）

1. 充電設備はOCPP準拠が必須

- ・従来通り、設置する充電設備はOCPP1.6以降に準拠している事を補助要件とします。

2. 路面表示について

- ・利用者の利便性を向上させる為、公共用の充電設備については、電気自動車用充電設備の路面表示（東京電力登録済み商標に限る）は必須です。
- ・入れ替え設置などで既存路面表示を流用する場合、保有義務期間となる5年間は流用する路面標示の視認性が維持できると判断出来ることが目安となります。
- ・充電スペースが砂利などで通常の路面標示が設置できない場合は、充電場所を特定する案内表示として案内板などを路面表示の代替とすることを認めます。

3. 適切な充電スペースの確保

- ・公共用充電設備は、誰もが利用できる充電スペースを確保出来ている事が必要です。
車種限定（軽自動車専用など）区画、車いす優先区画、施設利用者限定区画などへの設置は、原則としてお認め致しません。

4. 公共用充電設備におけるデマンドコントロール設置

- ・設置場所の電力契約の都合等で必要な場合は、公共用充電設備でもデマンドコントロールによる出力制限を認めます。
- ・ただし以下の条件を満たしていない場合は受付不可とする場合がありますのでご注意ください。
 - ✓ 電気工事（電気配線、ブレーカー、開閉器盤、高圧受変電設備等）は、申請設備全てを定格出力で稼働させる容量が担保できている事。（特別措置による引き込み工事部分を除く）
 - ✓ 出力制限を行っても、最低でも1基の申請設備が定格出力で稼働出来る事

4. 申請の注意事項

■ 申請にあたっての注意事項 (財務健全性を担保する事業計画・設置場所に関する稼働計画)

- 本年度より、充電設備設置を行う申請者は財務健全性を担保する事業計画および設置場所に関する稼働計画の質問に正しく回答を行っていただく事を要件とします。
- 以下、財務健全性を担保する事業計画・設置場所に関する稼働計画の運用にあたって経済産業省からの展開文です。

経済産業省展開文

国は、2030年に充電設備30万口の整備を目標に掲げ、これまで充電設備補助金を通じて、充電設備の導入・整備を支援してきました。その結果、全国の充電設備数は着実に増加してきており、充電環境の整備は一定程度進展してきていると認識しています。

一方で、EVの普及は現時点では必ずしも十分に進展しているとは言えず、これに伴い、充電事業についても、需要見通しや収益性の確保といった点で、不確実性が高い状況が続いています。

このため、今後の充電設備整備においては、設備数の拡充を図るにとどまらず、補助金への過度な依存を避けつつ、民間事業者が主体となって持続的に充電事業を運営できる環境を整備していくことが重要であると考えています。

こうした考え方を踏まえ、充電事業の自立化を段階的に進めるとともに、EVのさらなる普及を後押しするため、令和7年度補正事業より、補助制度の運用内容の一部見直しを行うこととなりました。

具体的には、申請者登録及び補助金申請時において、補助金からの自立化に向けた計画や充電器の稼働見込み、将来の事業運営を見据えた計画についての申告を求めるものです。なお、今年度においては、これらの項目について、申請者の皆様に十分にご検討いただくことを重視しております。

そのうえで、次年度以降の補助金交付制度においては、今回ご申告いただく項目を評価指標として活用することによる、より実効性の高い支援の在り方について検討を進めていく考えです。

今後も、事業の適正な運用を通じて、充電インフラ全体の信頼性および持続性の確保に取り組んでまいります。

■ 財務健全性を担保する事業計画の提出

- 財務的事業計画に、漏れなく正しく申告を行ってください。
本年度は虚偽の回答でない限りはいかなる回答内容であっても申請に影響はありません。
- 質問への回答が、未定や検討中であることなどを理由に出来ない項目がある場合、正直に未定や検討中であることを申告いただいたうえで、その理由や決定予定時期などを詳しく記載してください。

R7補正 一般社団法人 次世代自動車振興センター

【充電】財務健全性を担保する事業計画

管理NO 500324
設置場所名称 #3371テスト_月極駐車場

【EV/PHEVの普及の見込み】

EVやPHEVの普及の見込みを予測した事業計画を立てています はい
 いいえ

「はい」の場合、どのような普及の見込みを事業計画に反映しているか、具体的に記載してください(1,000文字以内)

「はい」の場合、どのよう予測台数をおおよその時点(年度)で記してください

時点 年度(西暦)

EV 台
PHEV 台

ブルダウンが希望

・普及の予測範囲として、日本全国や特定の地域、または特定のサービスの利用者や居住者の保有台数など
・検討状況でも可

・見込んでいる予測台数のおおよその時点(年度)で記してください

・需要予測の方法(外部データ・自社分析・市場調査など)
・将来のEV/PHEV普及を事業にどう反映しているか
・数値が難しい場合は方向性(増・横ばい等)でも可

【補助金から自立計画】

補助金からの自立化に向け、具体的な事業計画を持っています はい
 いいえ

「はい」の場合、具体的に記載してください(1,000文字以内)

・自立化に向けた収支改善計画、設置、運用コスト削減計画など
・検討状況でも可

- ✓ 本様式は交付申請時の自己申告用です。記載内容が虚偽の場合、交付決定取消等の対象となり得ます。
- ✓ 次年度以降の事業において、財務健全性を担保する事業計画を申請の評価項目とする可能性があります。
- ✓ 本計画提出内容は一つのアカウントで複数の申請をされる場合、共有されます。

【質問項目】

- ・EV/PHEVの普及の見込み
- ・補助金から自立計画
- ・自社の強み（市場での優位性）
- ・将来の事業計画
- ・設置場所候補の設定基準
- ・具体的な収支見込

■ 設置場所に関する稼働計画の提出

- 設置場所に関する稼働計画に、漏れなく正しく申告を行ってください。
本年度は虚偽の回答でない限りはいかなる回答内容であっても申請に影響はありません。
- 質問への回答が、未定や検討中であることなどを理由に出来ない項目がある場合、正直に未定や検討中であることを申告いただいたうえで、その理由や決定予定時期などを詳しく記載してください。

R7補正 一般社団法人 次世代自動車振興センター

【充電】設置場所に関する稼働計画

管理NO 500324
設置場所名称 #3371テスト_月極駐車場

【5年間の稼働見込み】

設置充電設備の5年先までの稼働見込みを立てていますか
稼働率の算出方法について以下から選んでください

24時間を分母とした稼働率
 設置場所営業時間を分母とした稼働率
 その他

稼働率の算出方法でその他を選んだ場合、具体的な算出方法と、その方法を選択した理由を記載してください(1,000文字以内)

各年度の稼働見込の数値を記載してください

2026年	
2027年	
2028年	
2029年	
2030年	

- ✓ 本様式は交付申請時の自己申告用です。記載内容が虚偽の場合、交付決定取消等の対象となり得ます。
- ✓ 次年度以降の事業において、設置場所に関する稼働計画を申請の評価項目とする可能性があります。

【質問項目】

- ・ 5年間の充電設備の稼働計画
→稼働率の算出方法
→上記算出方法を選択した理由
→5年間の稼働見込値

4. 申請の注意事項

➤ 不備について

- 不備とは 申請内容が確定し、選定された申請のうち、入力情報及び提出書類、ならびにその記載内容が適正でないとセンターが判断した状態を言います。
- 不備が解消するまで「受付」にはなりません。不備解消の遅れは交付決定の遅れに直結します。
- 今年度も不備が無い/不備解消が早く行われた申請から優先的に交付決定を行います。

事例

提出書類が整っていない



必要な書類が添付されていない

要件に合致していない



利用者が実質限定される等、公共用としての要件に疑義

不適正な申請、報告



意図的な隠蔽、改変

既設充電設備の申告がない



要部写真で既設充電設備が確認できるが申告されていない

設置場所住所と緯度・経度差異



申告された設置場所住所と緯度・経度が一致しない

※設置場所住所は充電設備を設置する住所を記載
(×施設住所)

4. 申請の注意事項

➤ 提出写真について

- 事業開始日（令和8年3月3日）以降に実際に撮影した写真データのみ提出してください。
- 人工知能（A I）で生成した画像、インターネットで取得した画像、加工（予定場所を枠で囲むことなども含む。）および修正された画像の提出は認めません。
（本事業では解析ツール等を導入します。）
- 提出の際、撮影情報データ（E x i fファイル）を撮影時のまま修正や削除しない様をお願いします。（G P S座標を残し提出することが必須です。）
- 要部写真については、一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会（J-COM S I A）認定の改ざん検知対応写真撮影アプリケーションによる、電子的に記入された小黒板情報を含む写真の提出を、今年度より認めます。
- 充電設備等設置工事施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- 実績報告時には原則として交付申請時と同一アングルで撮影した写真の提出をお願いします。

4. 申請の注意事項

➤ 減額について

- 審査結果により、申請額及び交付決定額に対し減額となることがあります。
- 記載ミスや過剰申告、不適正な内容の申告を控えていただくことで、申請額、交付決定額に対する減額リスクを減らすことができます。
- 工事施工会社の見積もり/請求内容をしっかり確認し、予め申請者が修正させることで防げる場合もあります。

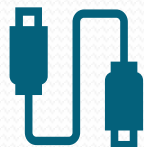
事例

見積書・請求書 記載について



- ✓ 見積書・請求書に設置工事と関連のない部材が含まれている
- ✓ 見積書・請求書には計上されているが、図面上で部材の使用が確認できない
- ✓ 見積書・請求書と図面の記載内容（種別・メーカー名・型式等）が不一致
- ✓ 申請者が図面を作成しているにもかかわらず、見積書・請求書に図面作成費が計上(図面作成者がリース使用者でも同様)

その他



- ✓ 申告された装置・部材に自社調達品が含まれている
(リース契約に基づく申請はリース使用者製品も自社調達品として扱う)
- ✓ 他用途(申告された充電設備以外)に利用、または補助対象外工事の部材費・労務費が申告されている

4. 申請の注意事項

➤ 利益等排除について(利益等排除となる範囲の見直し)

【利益等排除の範囲】

- ・昨年度まで：申請者が自分自身(法人なら自社)からの調達
申請者が直接資本関係のある会社からの調達
- ・今年度から：上記に加え下記の通り範囲を拡大

- 補助金の申請者※1が下記①から③の関係にある会社から調達を受ける場合※2は、利益等排除の対象とする。

①申請者自身

②申請者の子会社並びに申請者の親会社であって他の会社の子会社でない者 及び当該親会社の子会社

③ ②を除く申請者の関係会社

※1：リースの場合はそのリース契約の使用者を含む

※2：他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む

4. 申請の注意事項

➤ 特別措置

■ 特別措置にて充電設備を設置する場合は、次の書類を提出してください

1. 「一般送配電事業者もしくは小売電気事業者に提出した申込書」を提出してください。

【記載の必須項目】

- ・申込日
- ・需要者（電気使用者）
→・特例区域需要場所の需要者（電気需給契約の契約者）が確認できる記載
- ・設置場所住所または名称
- ・特別措置であることを確認できる申込み内容

2. 特別措置の工事負担金が確認できる書類として①～③のいずれかを提出して下さい。

- ①一般送配電事業者が発行した請求書
- ②一般送配電事業者との協議の結果の概算見積書
- ③特別措置に基づく受電工事費の概算申告書

※特別措置を含む工事施工会社の変更は計画変更でもお認めできません。

4. 申請の注意事項

➤ 自治体の申請について

- 自治体の申請で不具合が散見されるのは地方公共団体における支庁・支所・出張所等の申請が本庁・本店として申請されるケースです。
- 支庁・支所・出張所等の申請では支庁・支所・出張所等名義の銀行口座が存在すること必須となります。
- 地方公共団体における支庁・支所・出張所等が申請者となる場合は、①②の書類を提出してください。なお、本人確認書類として提出した書類に支庁・支所・出張所等の記載がない場合は③の書類が必要になります。

①「地方公共団体または法人申請に係る代表者から申請者への委任」

②支庁・支所・出張所等名義の銀行口座が存在することが確認できる書類

(本人確認書類として提出した書類に支庁・支所・出張所等の記載がない場合)

③支庁・支所・出張所等が存在することが確認できる書類

(事業・営業証明、納税証明書、会社案内の組織図等) を提出してください。

4. 申請の注意事項

➤ その他注意ポイントについて

1. 計画変更の未提出



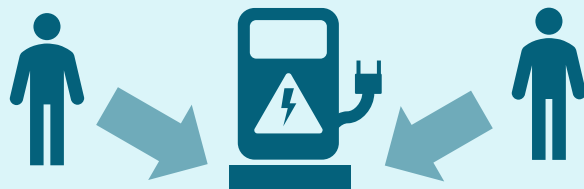
計画変更が申告、承認されないまま変更工事を実施した場合、減額または取消しとなることがあります

2. 申請者による大量の取下げ



選定後の取り下げは補助金執行残に直結し、充電インフラ整備目標の障害となります

3. 重複申請



同一施設に属する設置場所への複数の申請が判明した場合は、選定後であっても受付不可となります

4. 代行者に任せきりの申請

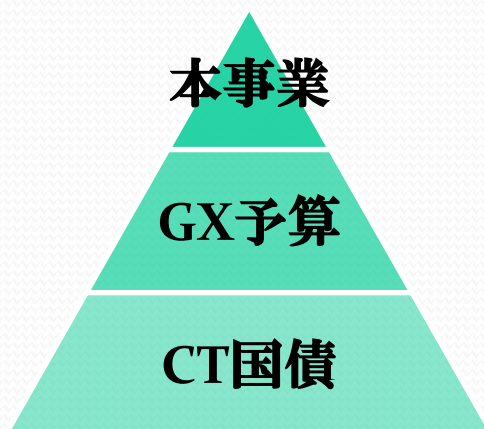


申請は必ず申請者が主体的に行ってください
代行者は手続きの代行のみ認められています

5. 2027年度以降のGX関連予算の補助金活用における要件 【経済産業省】

GX関連予算の補助金活用における要件（2027年度以降）

- GX需要創出に向け、令和8年度のGX関連予算から、GX需要創出の取組とGX関連予算との連動を体系化することを予定。
- 令和8年度のGX関連予算から、中小企業を除き、原則として、GXフューチャー・リーグに参加していること（かつ、予算を活用する事業者が、グループではなく自社としての排出目標及びコミットメントを提出していること）をGX関連予算による支援を受けるための横断的な要件とする方針。



本補助金事業の財源

【クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金】

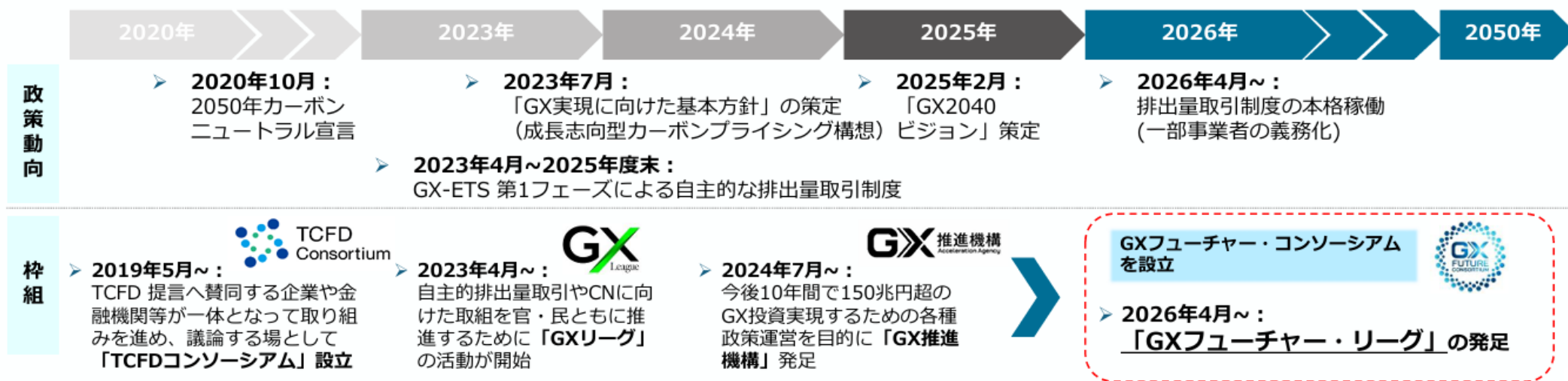
- 財源：CT国債を原資としたGX予算
- GX予算事業要件：GX戦略や国際基準の要件を満たすこと

⇒本補助金事業においても、令和8年度補正予算以降、中小企業を除き、申請者及び機器メーカーにおいて、GX フューチャー・リーグへの入会を要件とする予定。

(参考) GXフューチャー・リーグの創設

- 今後、我が国のGXの取組をより一層推進していくため、GX政策の中核機関であるGX推進機構を事務局とする「GXフューチャー・コンソーシアム」を2026年4月から立ち上げ、GXリーグ等の情報や機能を集約することで、社会全体のGXの実装を力強く牽引し、脱炭素と経済成長の好循環の実現に貢献していく。
 - GXフューチャー・リーグは、GXフューチャー・コンソーシアムの一部として、従来のGXリーグとTCFDコンソーシアムの機能を統合し、令和8年4月1日から活動を開始。
- ※ 同リーグへの入会受付は令和8年3月上旬からを開始し、4月1日の活動開始時点で304社が参加。

GXを巡る政策動向と民間の枠組みの変遷



出典：第1回 GX需要創出に向けた研究会 事務局資料（2026年4月2日開催）

(参考) GXフューチャー・リーグの入会要件

【リーグ入会要件】

- 直接排出量 (Scope 1) と間接排出量 (Scope 2) についての「2030年度の排出量目標」 (入会后10月末末) の報告
- 「自社のGX需要創出に係る取組のコミットメント」 (入会后10月末末) の報告

【リーグ会員に求める報告事項】

- 「毎年度の排出量実績」 (入会年度を含む、毎年度翌10月末末) の報告
- 「毎年度のコミットメントに対する取組状況」 (毎年度翌10月末末。初年度報告不要) の報告

入会要件	排出量目標	2030年度の ・ 直接排出量目標 ・ 間接排出量目標
	コミットメント	GX需要創出に係る2つ以上の取組のコミットメント
会員報告事項	排出量実績	毎年度 (2025年度以降) の ・ 直接排出量実績 ・ 間接排出量実績
	コミットメント取組状況	コミットメントに関する毎年度の取組状況

出典：第1回 GX需要創出に向けた研究会 事務局資料 (2026年4月2日開催)

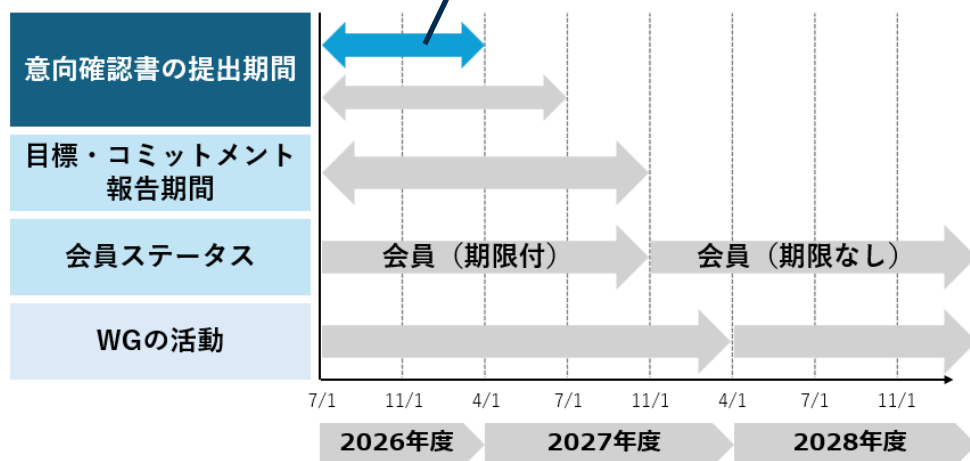
コミットメントの種類と項目 (入会時に2つ以上の項目を選択)

種類	項目
GX製品・サービスの需要創出	GX率先実行宣言の実施
	GX製品又はサービスの積極的な調達又は販売 調達に関するアライアンスの発起又は入会
サプライヤーとの協業	GXに係るコスト負担に関する合意
	キャパシティ・ビルディング支援、人的支援、技術支援 設備投資支援
	排出削減に取り組むサプライヤーの積極評価
ファイナンス面の取組	CFPの算定、Scope3の算定又はScope 3 排出量の目標設定
	サステナブルファイナンス等の実施
	金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施 クライメート・トランジション利付国債の購入

今後のスケジュールについて

- GX フューチャー・リーグへ入会しようとする企業には、目標及びコミットメントの提出に先立って、意向確認書を提出いただきたい※。意向確認書の提出後、事務局からの意向確認書の受領通知をもって、GX フューチャー・リーグの会員資格が付与され、入会となる。なお、意向確認書の受領通知をもって付与される会員資格は、目標及びコミットメントが提出されるまでの期限付の資格となる。

※2027年度に実施予定の補助金事業への申請を希望する対象者は、2027年3月末までに意向確認書を提出いただく予定



対象：申請者及び機器メーカー（中小企業を除く）

本リーグの詳細については、GXリーグホームページ
[\(https://gx-league.go.jp/future-consortium/\)](https://gx-league.go.jp/future-consortium/) に掲載の
 説明会動画及び資料にて、ご確認ください。



GX フューチャー・コンソーシアム
<https://gx-future-consortium.go.jp/>

【問い合わせ先】
 gxfc.gxfl-info-ext@nri.co.jp



GX 推進機構
<https://gx-future-consortium.go.jp/>

【問い合わせ先】
 gx_acceleration_agency@gxa.go.jp

6. 事前にいただいた質問

【スケジュールについて】

Q1 今年の公募期間が5月末～ということで、急速充電設備の納期が間に合わない可能性があります。その場合の救済措置等がありますか？

A1 現時点では緩和措置等の計画はございません。
実績報告期限までに設置、稼働が完了するスケジュールで申請してください。

【急速充電】

- Q 2 急速充電器の前年度取扱いでは、道の駅や商業施設等は50kW以上が対象であったが、今年度は、これらも同様に10kW以上から対象という認識で良いでしょうか。
- A 2 道の駅や商業施設の急速充電設備設置は今年度も変更はございません。
総出力50kW以上の急速充電設備の設置が申請要件となります。
10kW以上50kW未満は基礎充電の中の「事務所・工場」および「共同利用充電拠点」のみが対象となります。

【普通充電】

- Q3 普通充電 基礎でエッジ化された設置方法と判断できない場合は受付不可となる事がありますとありますが、具体的な図面等の作成要件を教えてください。
また、募集要項に、エッジ化された設置方法の場合の図面見本は掲載予定でしょうか。
- A3 原則、電気系統図にて充電設備が外部制御されていないことを確認致します。
現在掲載している電気系統図記入例を参考に電気系統図の基本の記入方法を
順守して下さい。
- Q4 普通充電器の前年度取扱いでは、設置する充電設備は、充電設備ごと口数上限が定められていましたが、今年度もその変更がないという認識で良いでしょうか。
- A4 「目的地充電」、「事務所・工場」、及び「月極駐車場」については昨年度と同様の口数上限を継続致します。
今年度口数上限撤廃の対象は「基礎充電」の「集合住宅等」のみです。
ただし、駐車区画数を上限とし、原則集合住宅戸数以下となります。

【設置場所に関する稼働計画】

Q5 申請時に入力する稼働率想定に関する項目は選定の基準に含まれますか。
また継続的なヒアリングは予定していますか。

A5 今年度は虚偽の申告が無ければ、入力内容が選定に影響することはありません。
ただし未定や検討中であることを理由に質問への回答が出来ない項目がある場合、
空白で提出するのではなく、未定や検討中であることを申告いただいたうえで、
その理由や決定予定時期などを詳しく記載してください。
※回答内容によってはセンター、または経産省から質問を行う場合があります。

先にご紹介した経済産業省の「経済産業省展開文」では
次年度以降の補助金交付制度で評価指標として活用することを検討するとの
コメントがあります。

【手続代行】

- Q6 改正行政書士法が施行されましたが、今年度も手続代行者は、工事施工会社に限るのでしょうか。
- A6 手続代行者については、工事施工会社に限るとしておりますが、手続代行届けを提出いただき、センターが認めた場合は、行政書士、弁護士の方が手続代行者となることも可能です。
手続代行者の申請がある場合は、不備等の確認は申請者および手続代行者へ行いますので速やかに対応をお願いいたします。
なお、手続代行者が有償により本手続の代行を行う場合は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条の規定に抵触しないように注意する必要があります。
また、手続代行にかかる費用は補助対象経費とはなりませんのであわせてご留意ください。
- Q7 一般的に、行政書士は代理申請が認められていますが、手続代行者としての登録となる場合は、代理申請はできず、あくまで申請者にて申請ボタンを押下頂く必要がある認識でよいのでしょうか。
- A7 本事業における手続代行者とは、交付申請および実績報告に係る業務の手続の一部を代行する第三者をいいます。補助金申請の手続の全てを代行することはお認めしておりません。手続代行者へ依頼する場合においても、内容を確認いただき申請者責任の下、オンライン申請システムの申請ボタンを自ら押していただく必要があります

【手続代行】

- Q 8 改正行政書士法の影響で、過年度より変更になる箇所はありますか？
例えば、施工業者が代理入力できなくなり、申請者が工事項目を全て把握し、入力しなければならない 等
- A 8 見積書を発行する工事施工会社を手続代行者として登録可能です。
申請ボタンについては、引続き申請者アカウントからのみ押下となります。
ただし、手続代行者が有償により本手続の代行を行う場合は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条の規定に抵触しないように注意してください。

【その他】

Q 9 設置場所住所は充電設備の実際の設置場所か、建物の住所のどちらを申告するのが正しいでしょうか？

A 9 設置場所住所は充電設備の実際の設置場所住所を申告願います。

Q 1 0 許諾書は許諾する住所を記載すると思いますが、「実際の設置場所住所の許諾書」なのか、「申請の施設の住所」を記載するべきなのでしょうか。

A 1 0 オンライン申請システムの設置場所に登録している住所に対して許諾を受けていることが確認できる許諾書を提出してください。
許諾書は充電設備設置場所に充電設備を設置することを許諾する書類なので実際の設置場所住所を記入願います。

Q 1 1 本年度から優先配分順位が変更となりましたが、審査基準はkW単価で判断されるとの認識でよいでしょうか。

A 1 1 選定の基準は昨年度から変更はありません。
充電設備1kWに対する補助金申請額が少ない順となります。